

# 北方四島をめぐるロシアの領有権主張について

## 目次

- 1 はじめに
- 2 ロシアの領有権主張
- 3 第二次世界大戦の結果
- 4 領土不拡大原則
- 5 条約の解釈方法
- 6 米国の見解
- 7 ヤルタ協定
- 8 日ソ共同宣言



塚本 孝  
(東海大学法学部教授)

## 1 はじめに

北方領土問題は、国後島、択捉島、歯舞群島および色丹島（いわゆる北方四島）の領土主権をめぐる日本とロシアの紛争である。第二次世界大戦後ロシアがこれらの島を占領しているが、日本は、北方四島が日本固有の領土であるとし、その返還——正確に言えば領土主権の返還ではなく領土主権がなお日本にあることを前提にした施政の回復——を求めている。しかし、ロシアは、領土問題の存在は認めるに至ったものの、四島がロシアの領土であるとの立場を変えていない。

凡そ紛争には当事者双方の主張に何らかの理由（その当否を別にして）があるものであり、問題の解決の第一歩は相手方の主張を知ることである。本稿は、そのような観点から、北方四島をめぐるロシアの領有権主張を紹介し、そこに含まれる論点のいくつかに対してコメントを付するものである<sup>1</sup>。

1 各論点につき詳しくは、塚本孝「冷戦終焉後の北方領土問題」『国際法外交雑誌』105巻1号（2006.5）71-98頁、同「日本と領土問題——北方領土問題の国際司法裁判所への付託」（上）（下）『レファレンス』504（1993.1）49-81頁、505（1993.2）47-66頁参照。

## 2 ロシアの領有権主張

北方四島をめぐるロシアの領有権主張を知るために有用な公刊資料として、フルシチョフ首相名の書簡および次官級日ソ平和条約作業部会での議論がある。前者は、1961年のもので、南方同胞援護会編『北方領土問題資料集』等に収録されている。1961年8月、当時のソ連（ソビエト社会主義共和国連邦）フルシチョフ首相が、ミコヤン閣僚会議議長代理の訪日に際して池田勇人総理に親書を送った。池田総理は、返簡の中で領土問題に言及し、日本固有の領土を返還すべきであると述べた。これを契機として同年12月まで数次にわたり両首相名の書簡による領土問題の応酬が行われた<sup>2</sup>。後者の作業部会は、1988年12月のシェワルナゼ外相訪日時の合意に従って設けられたものでゴルバチョフ訪日に向けた準備作業の一環として1991年4月の首脳会談開催までに7回の会議を行ったという。そこにおける議論を、パノフ（Александр Н. Панов）元駐日ロシア大使が著書の中で紹介している<sup>3</sup>。前者と後者は、基本的に同一である。ここでは後者に即して見ていくこととする。パノフ大使の著書からロシア（ソ連）の主張に関する部分を引用すれば、次のとおりである。

…ソ連側の作業部会交渉での論証は、①第二次世界大戦の結果から出発すべきであるとの命題に集中した。

ソ連側は、この命題のもとで、1904年のロシアに対する日本の背信的攻撃、1905年のポーツマス条約でサハリン島南部を奪取したことによって、②日本は1855年条約を含む、それ以前の条約を引き合いに出す権利を失った、と述べた。

1945年のヤルタ協定に関しては、国際法の基準に照らして、日本はこれに無条件に従う義務があると主張した。なぜなら、日本は1945年9月2日、降伏文書に調印し、この点に関して存在する、③ヤルタ協定を含む連合国間の合意から発生するすべての条件を受諾したからである。④連合国はヤルタ協定によるクリル諸島のソ連への引き渡しを1941年の大西洋憲章と1943年のカイロ宣言に矛盾するとはみなさな

2 南方同胞援護会『北方領土問題資料集』改訂増補版（1968）232-237頁。

3 アレクサンドル・パノフ（高橋実・佐藤利郎訳）『不信から信頼へ——北方領土交渉の内幕』（サイマル出版会、1992）56-60頁。

かった。これらの憲章、宣言には「連合国は領土その他のものの獲得を求めない“あるいは”何ら領土拡大の考えを持たない」という相応する条項がある。⑤連合国は、ソ連へのクリル諸島の引渡しを歴史的に正当な行為とみなし、ヤルタ協定で法的確認を与えた。

日本が組織的に目的意識を持って1941年のソ日中立条約を侵犯したことの証拠が挙げられた(満州においてソ連に対する戦争準備をすることによってナチス・ドイツのソ連への戦争を援助、ソ連に関する政治的、経済的、軍事的な諜報をドイツに供与、日本軍艦によるソ連商船への射撃、拿捕と破壊、ソ連船に対する日本に隣接する海峡の封鎖などである)。これらの⑥日本による条約違反によって、ソ連は条約上の義務の順守を拒否するすべての根拠を持った。1948年の国際極東軍事裁判の判決は、「日本は(ソ連との)中立条約締結にあたって誠実ではなく、日本はドイツとの関係をより有益とみなして、ソ連に対する攻撃計画の実行を容易にするために中立条約に調印した」と述べている。

サンフランシスコ条約に関しては、ソ連の条約への不参加は、日本が条約の規定に従い、クリル諸島に対する権利、権原、請求権を放棄するという事実を弱めるものではない。この事実は国際法に合致しており、⑦絶対的な性格を持ち、サンフランシスコ条約の締約国の外にも及んでいる、と主張した。

日本側の“四島”がクリル諸島の構成に入らないという主張に対しては、ソ連側は、⑧クリル諸島の帰属を決めた諸文書(ヤルタ協定、サンフランシスコ条約)がとくにそういう分割をしていないことを根拠に、これを受け入れなかった。

グロムイコ・松本書簡についての日本側の解釈に、ソ連側は納得しなかった。ソ連側はこれらの書簡が、共同宣言では領土問題に言及しないと双方が決めた状況下で出現し、共同宣言調印後に論議されたことを強調した。しかし、日本側は再び、領土問題を宣言に入れることを要求した。その結果、⑨ソ連が歯舞、色丹を日本に引き渡すことに同意するとの記述が宣言のなかにとり入れられたが、それはソ連側が平和条約調印への準備を整える上での最終的立場であるとの了解のもとにおいてだった——と主張した。

さらに、その際、1956年にソ連は、⑩日本の歯舞、色丹の返還要求に正当な根拠があると認めたわけではなく、戦勝国と敗戦国との間の歴史的な先例にはない、自分からの行為によって隣国との友好関係を固めたいとの念願から例外的に日本の立場を満足させようとするに至ったのだ、と強調された。

<以上、引用終わり。下線筆者>

### 3 第二次世界大戦の結果

第二次世界大戦の結果から出発すべきである(上記下線部①)というのは、戦後の体制の変更は認められないという主張であろう。特に領土についてはドイツの領域変更を始めとする欧州方面の戦後体制との関係もある。しかし、第二次世界大戦の結果から出発すべきである云々は、端的に言えば、“自分は戦勝国である、戦勝国は何事でもでき、敗戦国は異議を唱える資格がない”という話であり、上記ロシアの主張の他の部分でもそのような立場が表れている(下線部④⑩)。1945年9月2日(米艦ミズーリ号上で日本が降伏文書に署名した日)にスターリンが行った対日戦勝演説「ソ連国民に対する呼びかけ」には、日露戦争でのロシア軍の敗北は汚点を印した、日本が粉碎され汚点が一掃される日を40年間待っていた云々とある<sup>4</sup>。

しかしながら、大戦の最終段階で(広島への原爆投下後)日ソ中立条約を破って参戦し短期間交戦状態にあったことを以て戦勝国を自任し、日露戦争で割譲した南樺太(ポーツマス条約1905)の回復に加え、日露間の平和的な外交交渉により樺太における権原を得る代わりに譲渡したクリル諸島(樺太千島交換条約1875)を得ようとし、さらに、かつてロシア領であったことのない北方四島に対してまで領土主張をすることは、——中立条約を破ったのは日本だと言い(下線部⑥)、連合国がクリル諸島の引き渡しを歴史的に正当な行為とみなしたと言っても(下線部⑤)——他の連合国が領土不拡大原則を掲げ今次の大戦を自己の利得のためではないとする中で(次項4へ)独り“領土拡大”を標榜するものであって、説得力があるとはいえないであろう。

4 茂田宏・末澤昌二『日ソ基本文書・資料集』(世界の動き社、1988)58頁。

#### 4 領土不拡大原則

日本は1904年の背信的攻撃(日露戦争)によって1855年条約を含むそれ以前の条約を引き合いに出す権利を失った(上記下線部②)というのは、次のような日本の主張に対する反論である。すなわち、日本側が、北方四島は日露間の最初の条約である日本国魯西亜国通好条約(1855年2月7日)によっても日本領土とされ、未だかつて日本以外の国の領土であったことはなく、そのような(日本固有の)領土を第二次世界大戦後ソ連が占領していることは大西洋憲章(1941)の「領土不拡大の原則」に反しているとするのに対し、ロシア側は、1855年条約で千島方面における国境を定め、ロシア領とされたウルップ以北の島と(この時は境を分かつとされた)樺太における日本の権原を1875年の樺太千島交換条約で交換した結果、サハリンがロシア領であることが確定していたにもかかわらず、日本は日露戦争を仕掛けサハリンを取ろうとした(1905年のポーツマス条約で南半を割譲させた)、日本には自らが反故にした国境の約定を持ち出す資格がないと反論するのである。

大西洋憲章は、第二次世界大戦に際しての1941年8月14日の英米共同宣言であり、「両国は領土的その他の増大を求めず」とした。1942年1月1日の連合国共同宣言(ソ連も署名)は、大西洋憲章に賛意を表すると言ひ、1943年12月1日発表のカイロ宣言(米英中)は、「自国のためになんらの利得をも欲するものに非ず、また領土拡大のなんらの念をも有するものに非ず」「同盟国の目的は日本国より1914年の第一次世界大戦の開始以降において日本国が奪取し又は占領したる太平洋における一切の島嶼を剥奪すること並びに満州、台湾及び澎湖島のごとき日本国が清国人から盗取したる一切の地域を中華民国に返還することにあり。日本国はまた暴力及び貪欲により日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」とした。これらは、第二次世界大戦が以前のような領土や資源・権益獲得のための戦争ではなく、全体主義に対する“正義”の戦いであることを連合国側が宣言したものである。

しかし、いかに未だかつて他国の領土であったことのない領土(その意味で固有の領土)であっても、他国に譲渡し(売却、交換、講和条約で割譲)または放棄すれば、自国の領土でなくなる。日本は、1952年9月8日

の「日本国との平和条約」(以下、対日平和条約)第2条Cで千島列島(英語正文でいうクリル諸島 Kuril Islands)を放棄している。そこで、放棄した千島列島に北方四島が含まれるかどうかポイントになる。日本側の主張は1855年の日魯通好条約で取り決めた国境が現在でも有効だということではなく、同条約は以前から確立していた国境を確認したもので北方四島が他国の領土であったことのない領土であることを示しており<sup>5</sup>、そのような領土までは放棄せしめられていないと解するのが、連合国自身が宣明した領土不拡大原則に合致する、ということである。

#### 5 条約の解釈方法

対日平和条約で放棄した千島列島に北方四島が含まれるかどうか、すなわち2条Cの「千島列島(クリル諸島)」という語の意味を考えるに際して、条約の解釈方法に係る論点がある。条約解釈の基本的ルールは、1965年のウィーン条約法条約第31条第1項にあるとおり、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」というものである(条約法条約に遡及効はないが、31条1項は国際慣習法の表明であるとされる<sup>6</sup>)。これに加えて、「ある条文の意味を明らかにするためには同一当事国間の既存の条約または当事国の一方が第三国と結んだ条約を引用すべきである。」(田村幸策によるオッペンハイムの引用<sup>7</sup>)とも説かれる。

北方四島が対日平和条約2条Cにいう「千島列島(クリル諸島)」に含まれないとする日本側の主張に対して、ソ連側は、ヤルタ協定、サンフ

5 ただし、ロシアでは、「ロシアの探検隊が日本よりも先に国後探検地丹歯舞を調査した、エカテリーナ二世が帝国に編入し島民に国籍を付与した、1796年のロシア帝国地図帳では四島すべてがロシア国家の構成部分として記されている、したがって、四島が一度もロシア領に含まれたことはなかったという主張は虚偽である、18-19世紀の端境期にロシアの統治が中断した際日本の武士軍団が南クリルに侵入して同胞を追い出した」といった議論が行われる。イーゴリ・ラティシェフ著、藤田昌男訳『ロシアと日本——行き詰った領土論争』(丸昌翻訳書院、2005)93-94頁。原書はИгорь Датышев, *Россия и Япония: в тупике территориального спора*. Москва: Алгоритм, 2004. これについては、政府の見解ではないものの、歴史的事実および国民世論の観点で検討が必要である。

6 領土紛争関係の国際司法裁判所判決では、例えば次の事件で慣習国際法の表明であることが判示されている。「領土紛争事件」(リビア対チャド1994)および「カシキリ/セドゥドゥ島事件」(ボツワナ対ナミビア1999)参照。東壽太郎「領土紛争事件」波多野里望・廣部和也編著『国際司法裁判所——判決と意見』第3巻(国際書院、2007)15-24頁。山村恒雄「カシキリ/セドゥドゥ島事件」同書400-417頁。

7 田村幸策『国際法』中巻(有斐閣、1952)314頁。